

## 防災情報伝達システム整備事業 プロポーザル実施要項

平成27年4月24日

防災情報伝達システム整備事業に当たり、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により受注業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施します。

1. プロポーザルの名称 : 防災情報伝達システム整備事業
2. 事業の概要 :

件名	防災情報伝達システム整備事業		
整備内容	名護市防災情報伝達システム機能仕様書のとおり		
履行期間	契約締結日の翌日から平成29年2月28日まで ※ただし、設計業務の終期については平成27年12月18日までとする。		
履行場所	名護市一円		
契約内容	防災情報伝達システム設計業務及び同整備工事		
契約保証金	履行保証保険契約の締結により免除		
部分払	協議実施のうえ部分払いを行う(工事請負費のみ)		
前金払	前払いを行う(工事請負費のみ)		
応募価格要件			
設計委託料予算額	15,600,000円(税込)以内		
工事請負費予算額	928,500,000円(税込)以内		
無線免許申請に伴う 技術提供業務委託料	平成27年度	1,200,000円(税込)以内	
	平成28年度	必要に応じた額を予算要求予定	

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すための内容であることに留意すること。  
また、全ての工事が完了し竣工検査及び引渡確認後、1年間は保証期間とし、特別の保守費用無く機器の保守管理ができること。ただし、電波利用料、法定点検料等の費用は除くものとする。

3. 参加要件 :

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとします。

- ① 本事業への参加は単体、もしくは特定建設工事共同企業体(以下、JV)とする。なお、JVの最小出資比率は次のとおりとする。

構成員数	最小出資比率
2社	30パーセント以上
3社	20パーセント以上

- ② 沖縄県内に本社を有する者又は沖縄県内に支店・営業所を有する者。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評点が700点以上であること。(JVについては、代表者のみ対象とする)
- ⑤ 監理技術者(電気通信工事)の資格を有し、監理技術者として過去5年以内に、⑫の設備を納入した実績を有する者で、専任で配置できること。  
なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認申請のあった日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること(JVについては、代表者のみ対象)。
- ⑥ 当技術提案における参加申請書の提出時において、名護市指名停止等事務処理要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること(JVについては、代表者・構成員とも対象とする。)
- ⑦ 防災行政無線デジタル同報系の機器製造業者であること。  
参加にあたり、同一の機器製造業者より1社のみ参加とすること。  
(JVについては、代表者のみ対象とする)
- ⑧ 無線局免許状を総務大臣より直接交付されていて、無線施設の電波伝搬調査に使用する実験局を有していること(JVについては、代表者のみ対象とする。)
- ⑨ 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項による点検事業者(登録点検事業者の資格を有するもの)の登録を受けていること(JVについては、代表者のみ対象とする。)
- ⑩ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと(JVについては、代表者・構成員とも対象とする。)
- ⑪ 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと(JVについては、代表者・構成員とも対象とする。)
- ⑫ 本システムは、災害(防災)情報を多種・多様な情報伝達手段へ配信する事から、デジタル防災行政無線(固定系)の操作卓からの複数メディア配信機能を納入し運用している実績があること。
- ⑬ 本システムは、正確で迅速な災害情報の収集および災害への対処能力の向上を目的として整備することから、防災情報収集システムを納入し運用している実績があること。

4. 事業実施上の要件

本事業の設計、製作、工事については、次に掲げる法令等に準拠したものとする。

- ① 電波法及び関係規則、告示
- ② 総務省総合通信局の防災行政用無線局免許方針
- ③ 有線電気通信法及び同法施行令、同法施行規則
- ④ 電気設備技術基準
- ⑤ 日本工業規格(JIS)
- ⑥ 日本電気工業会基準(JEM)
- ⑦ 電気通信事業法及び関係規則、告示
- ⑧ (社)電波産業会市町村デジタル同報通信システム標準規格(ARIB STD-T86 3.0)
- ⑨ (社)電波産業界 都道府県・市町村デジタル移動通信システム標準規格
- ⑩ その他関係法令、告示等

5. スケジュール表：

項番	手順	期限等
①	案件公表(公告)	平成27年4月24日予定
②	資料配布	公告後
③	参加意思表明書の提出	平成27年5月7日(木)17時まで
④	参加意思表明書に対する結果の通知	平成27年5月8日(金)
⑤	質問書の提出	平成27年5月13日(水)15時まで
⑥	質問書の回答	平成27年5月15日(金)17時までに回答
⑦	技術提案書の提出	平成27年5月18日(月)午前中まで
⑧	審査及び採点(プレゼン実施)	平成27年5月20日(水)
⑨	結果通知	平成27年5月21日(木)
⑩	見積の徴収	提案書と同時に提出
⑪	契約の締結予定	平成27年5月22日(金) (仮契約予定)

6. 配布資料：

配付資料は、次のとおりです。

①	プロポーザル実施要項(本書)
②	様式1 参加意思表明書
③	様式3 質問書
④	様式5 送付書
⑤	名護市防災情報伝達システム機能仕様書

7. 提出書類と提出期限：

下記の提出書類を下記の日時まで、お問合せ先に記載した部署へ持参してください。

期限を超えた提出に関しては、受付いたしません。

①	参加意思表明書(様式1)	持参により下記の日時まで提出すること。 平成27年5月7日(月)17時まで
②	質問書(様式3)	平成27年5月13日(水)15時まで
③	技術提案書(記載要領は8. ②を参照)	持参により下記の日時まで提出すること。 平成27年5月18日(月)午前中まで ※提出期限後の提出は、いかなる理由があろうと、受付いたしません。
④	送付書(様式5)	技術提案書と同時に提出すること。
⑤	見積書及び積算内訳書(任意様式)	各業務ごとに見積書及び積算内訳書を技術提案書と同時に提出すること。 ※原本1部及び写し10部 ※各業務とは、防災情報伝達システム設計業務、防災情報伝達システム設備工事、無線免許申請に伴う技術提供業務を指す。 ※見積価格は税込み価格にて表示すること。
⑥	会社概要	様式は定めない。技術提案書と同時に提出すること。(10部)

8. 参加意思表明書および技術提案書等の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出するものとする。

① 参加意思表明書(様式1)

※JVで参加する場合には、特定建設工事共同企業体協定書も併せて提出すること。

※参加意思表明書の提出に併せ、以下の書類を提出すること。

- (1) 経営事項審査通知書の写し
- (2) デジタル同報系実験局免許証の写し
- (3) 登録点検事業者の写し
- (4) デジタル防災行政無線(固定系)の操作卓からの複数メディア配信機能の納入・運用していることを証明する書類(様式は任意とするが、納入先とシステム構成がわかるものである)
- (5) 防災情報収集システムについて納入・運用していることを証明する書類(様式は任意とするが、納入先とシステム構成がわかるものであること)

② 技術提案書

参加表明書を提出した者のうち、参加資格が認められたものについては、下記の定めに従い、技術提案資料を提出するものとする。

項番	項目	作成要領
①	用紙の大きさ	A4判(図面はA3版まで可)縦若しくは横、左方ホッチキス2か所留め
②	提案書の枚数	制限なし。ただし、片面印刷とする
③	表紙	タイトル、社名(社判)が記されている任意の書式
④	提案内容	機能仕様書に沿って、以下に示す順に提案すること
(1) デジタル防災行政無線(同報系)設備について (2) 市役所本庁舎内における防災情報伝達手段の整備 (3) 名護市防災ポータル(HP)の構築について (4) 防災情報収集システムの構築について (5) 防災監視カメラの設置について (6) 防災拠点における災害情報管理機能強化について (7) 防災拠点における情報通信経路の冗長化と耐災害性の向上について (8) システム名称及びロゴデザイン等の作成について (9) 共通事項について (10) 業務運営体制及び事業スケジュールについて (11) 無線免許申請に伴う技術提供業務について ※ 仕様書記載事項については確実に提案を行うこと。 ※ 各項目において、仕様書に記載のない提案を行う場合には、仕様書記載事項の各項目の説明の後に提案内容の記載を行うこと。		
⑤	提出部数	10部
⑥	提出先	総務部総務課総務係
⑦	提出方法	持参
⑧	文字のサイズ・色	特に指定なし。ただし、見やすい書式で作成のこと

※技術提案資料の作成に当たっては、内容をわかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる記載とすること。

③ 見積書

技術提案書の提出に併せ、以下の見積書をそれぞれ原本1部・写し10部提出すること。

- (1) 本工事に係る工事見積書
- (2) 防災情報伝達システムの詳細設計に係る見積書
- (3) 防災行政無線固定局の免許申請のための技術提供に係る見積書

※ 様式は任意とするが、内訳についても明示すること。

※ 見積書は、技術提案資料に基づいて作成し本事業で整備する範囲での見積とすること。

※ 見積価格は税込み価格にて表示すること。

9. 技術提案を求める具体的内容

- ① 名護市防災情報伝達システム機能仕様書に基づき、予算の範囲内において最適なシステムの提案を行うこと。
- ② 保守管理  
運用にあたり、今後のメンテナンスにおいて保守管理を行わなければならない。そのため保守体制や管理方法、非常時に迅速に対応できるか等の検討を行い、管理について明確に体制を示すこと。  
併せて、保守管理に係る費用(保守点検料・定期交換部品費用・電気料)について法定費用(電波利用料・再免許費用・定期検査費用)を含め提示すること。期間は、10年間とする。
- ③ 整備計画  
契約締結日から当該システム稼働までの具体的なスケジュールを作成すること。
- ④ 施工体制  
本事業を遂行するにあたっての施工体制について提示すること。  
※施工業者については、地元企業育成のため名護市内に本店を有する業者を活用することが望ましい。

10. 審査について：

- ① 名護市は、防災情報伝達システム整備事業受注業者選定委員会を設置し、提出された技術提案資料、見積書、その他添付書類に基づいたプレゼンテーションを実施し、優先交渉権者を決定するものとする。

プレゼンテーション実施予定日	平成27年5月20日(水)
プレゼンテーション実施場所	名護市役所 第1会議室及び第3会議室
プレゼンテーション持ち時間	30分(説明20分、質疑応答10分)
プレゼンテーション参加可能人数	各社5名以内

※詳細スケジュールについては、プレゼンテーションへの参加を求める業者に対して別途通

※プレゼンテーションに使用する機材(PC等)については提案事業者にて用意すること。

(プロジェクター及びブスクリン等は名護市において準備する。)

※デモ機による提案は認めない。

- ② 審査結果についての異議申し立ては、一切認めない。
- ③ 審査結果は、参加者全員へ選定結果のみ通知します。

11. 質問書の提出と回答：

本案件のプロポーザルの内容及び契約内容等に関して不明な点がある場合は、『質問書』に記載し、下記18のお問合せ先に電子メールにてお問い合わせください。回答日に参加資格の認められた全ての参加者に質問内容と回答を送付いたします。

なお、質問期間を過ぎた質問書は受付いたしません。

メール送信の際には、件名に事業名と会社名を記載してください。

- ① 問合せ先 : 下記 18 を参照
- ② 質問受付期間 : 平成27年5月13日(水)15時まで
- ③ 回答日 : 平成27年5月15日(金)17時までに回答

12. 失格要件：次に掲げる項目に該当するプロポーザルを行った者は、失格とします。

① プロポーザルの提出期限を過ぎて提出されたもの。
② プロポーザルの作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
③ プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
④ プロポーザルに記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
⑦ 参加要件を満たさなくなったとき。
⑧ 選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
⑨ 見積価格が予定価格を超える場合。

13. 提出先 : 名護市 総務部 総務課 総務係  
 〒905-8540 名護市港一丁目1番1号  
 TEL:0980-53-1212(内線213) FAX0980-53-6210

14. 審査結果通知 : 企画内容を選定委員会で採点し、委員会が定めた基準点を上回った者で、最高得点獲得者を契約候補者として決定します。  
 応募者が1者だけの場合は、委員会が定めた基準点を上回った場合に契約候補者として決定します。  
 審査結果は、全ての提案者に対して文書で通知します。

15. 契約について : 契約候補者の決定後、当該契約候補者と協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は仮契約※1を締結します。  
 この場合において、契約候補者との協議が調わなかったときは、次に順位の高かった者から順に協議を行います。

※1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第15号)第3条の規定により、本案件は議会の議決事項となっており、本契約は議会による承認が得られた後に締結することとなります。

契約は以下のとおり締結します。

契 約 名 称
防災情報伝達システム設計業務委託契約
防災情報伝達システム設備工事契約
無線免許申請に伴う技術提供業務委託契約

16. 契約締結後に提出を求める書類

名 称	提 出 時 期	備 考
着手届	着手3日前までに	各契約毎
業務体制表	着手3日前までに	各契約毎
現場代理人及び主任技術者等通知書	着手3日前までに	各契約毎
下請通知書	着手3日前までに	各契約毎
工程表	契約締結後14日以内	工事請負契約については、発注者が提出を求めた日から15日以内
履行保証保険証書	契約締結後直ちに	各契約毎
前払金保証証書	契約締結後速やかに	前金払いを受ける場合・工事請負契約のみ
完了(しゅん工)届	業務完了(しゅん工)時	各契約毎
完成図書	業務完了(しゅん工)時	各契約毎
引渡書	検収(検査)完了後	各契約毎
その他市が提出を求める書類	随時	

17. その他 企画提案の応募に要する一切の費用は、参加者にてご負担ください。  
 提案された企画提案書は返却いたしません。  
 採用された企画提案書の著作権は、名護市に帰属します。

18. お問い合わせ先 : 名護市 総務部 総務課 総務係  
 〒905-8540 名護市港一丁目1番1号  
 TEL:0980-53-1212(内線213) FAX0980-53-6210  
 担当: 山口 雄蔵  
 MAIL: yuuzou-y@city.nago.okinawa.jp